

## 秦野市表丹沢野外活動センターの管理に関する基本協定書（案）

秦野市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、秦野市表丹沢野外活動センター条例（平成18年秦野市条例第46号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、秦野市表丹沢野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の指定管理業務及び自主事業に関する業務（以下「管理・運營業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、野外活動センターの管理・運營業務を円滑に実施するために、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （対象施設）

第2条 甲が乙に管理・運営を行わせる施設は次のとおりとする。

- (1) 名称 秦野市表丹沢野外活動センター
- (2) 住所 秦野市菩提2046番地の5

### （指定期間に関する事項）

第3条 乙が野外活動センターの管理・運営を行う期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### （施設の設置目的及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 甲は、野外活動センターの管理・運營業務が民間事業者によって実施されるものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、条例第2条に定める目的を達成するために管理・運營業務の実施に当たるものとする。

### （管理・運營業務に関する事項）

第5条 乙は、この協定、条例及び秦野市表丹沢野外活動センター条例施行規則（平成19年秦野市規則第30号。以下「規則」という。）、秦野市表丹沢野外活動センター指定管理者募集要項（第7条において「募集要項」という。）、秦野市表丹沢野外活動センター施設管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び指定管理者募集に係る質問と回答（秦野市表丹沢野外活動センター）（以下、仕様書を含めて「仕様書等」という。）並びにこれらに基づく甲の指示に従い、管理・運營業務を実施する。

2 乙は、応募の際に提出した規則第18条に定める指定管理者指定申請書に添付した事業計画書（以下この条において「事業計画書等」という。）及び

甲に対するプレゼンテーションで説明した業務内容（以下「プレゼンテーション資料」という。）を遵守する。

- 3 秦野市表丹沢野外活動センターの管理に関する基本協定書（以下この条において「基本協定書」という。）、秦野市表丹沢野外活動センターの管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）、仕様書等、事業計画書等及びプレゼンテーション資料の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定書、年度協定書、仕様書等、事業計画書等及びプレゼンテーション資料の順にその解釈が優先する。

（基本的な業務の範囲及び仕様書の変更等）

第6条 乙が行う業務は、次に掲げるとおりとし、詳細については仕様書等に定めるとおりとする。

- (1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 事業継承に関する業務
- (4) 利用促進に関する業務
- (5) 表丹沢魅力づくり構想に基づき実施する業務
- (6) 自主事業に関する業務
- (7) その他甲が必要と認める業務

2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、相手方に対する通知をもって、業務の範囲及び仕様書の変更を求めることができる。

3 甲及び乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じるものとする。

4 業務の範囲又は仕様書の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（管理・運營業務の第三者への委託）

第7条 乙は、管理・運營業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、管理・運營業務の一部を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その第三者が更にほかの第三者に管理・運營業務を委託することを禁ずること。
- (2) 秦野市内の事業者の受注機会の確保及び拡大を図るよう努めること。
- (3) 募集要項の応募資格等（募集要項第8項第1号キを除く。）を満たす者を選定しなければならない。

3 前項の場合において、乙は、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

4 甲は、乙が第三者に委託した業務について、乙に対し、報告を求めることができる。

(指定管理料)

第8条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として各年度の予算の範囲内で定めるものとし、各年度の指定管理料の額、支払方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定書によるものとする。

(利用料金等の取扱い)

第9条 施設の利用料金及び自主事業により得られる収入は、乙の収入とする。

2 利用料金の額は、条例第17条第3項の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、また、同様とする。

3 乙は、第1項の収入を、乙が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理するとともに、その収入項目がわかる資料を作成するものとする。

(管理・運営費用に関する事項)

第10条 管理・運営業務に要する経費の負担は、仕様書等に定めるとおりとする。

2 仕様書等に定めのない経費が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、決定する。

(財産の管理)

第11条 甲は、仕様書等で定める甲の所有する備品について、乙に無償で貸与する。

2 前項に規定する甲の所有する備品は、甲に帰属するものとする。

3 乙は、指定管理業務に係る財産を善良な管理者の注意により管理し、指定管理業務実施のために使用するものとする。

4 乙は、甲が無償で貸与した備品については、秦野市財産規則（昭和39年秦野市規則第26号）に基づき管理し、汚損、破損、廃棄等について、甲に報告するとともに、修繕するときは、甲と事前に協議し、修繕終了後は速やかに甲に報告しなければならない。

- 5 前項の規定による修繕は、税込50万円以下のものは乙が、税込50万円を超えるものは甲が実施する。
- 6 乙は、甲が新たに取得した備品（秦野市財産規則第28条第1号に定める備品の例による。）については、速やかに備品台帳に登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 7 乙は、甲が無償で貸与した備品を指定管理業務の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 8 乙は、管理・運営業務の遂行に伴い財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、管理・運営業務の実施のために変更する場合で、甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 9 乙は、天災地変その他の事故により野外活動センターに係る財産が毀損し、又は滅失したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。
- 10 乙は、自らの提案による指定管理業務のサービス向上を図るために備品等が必要なときは、甲の承認を得たうえで、甲から受領する指定管理料を用いて調達することができる。この場合において、その備品等の所有権は、甲に帰属する。
- 11 乙は、自らの提案による自主事業のサービス向上を図るために備品等が必要なときは、甲の承認を得たうえで、乙の費用負担と責任において調達することができる。この場合において、その備品等の所有権は、乙に帰属する。
- 12 仕様書等に定めのない備品等は、第10条第2項の規定により経費の負担を決定するほか、購入した備品等の取扱いについても、また、同様とする。

（会計年度）

第12条 管理・運営業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（事業計画書）

第13条 乙は、各会計年度の9月末日までに、翌年度に係る次に掲げる事項を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理・運営業務の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理・運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項の事業計画書は、管理・運営業務の初年度においては、指定期間開始の日から起算して60日前までに提出しなければならない。

(記録の整備及び管理・運営業務の報告に関する事項)

第14条 乙は、管理・運営業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 乙は、管理・運営業務の実施に当たり、事故が生じたとき又は要望若しくは苦情等を受け付けたときは、乙の責めに帰すべき理由の有無にかかわらず、甲にその状況を速やかに報告しなければならない。

3 乙は、甲が行う管理・運営状況の確認に際し、次の事項を記載した書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理・運営業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設利用実績（催し物等名、利用者数、利用拒否等の件数、理由等）
- (3) 利用料金収入等の実績
- (4) 管理・運営経費の収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

4 乙は、会計年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び乙の決算終了後の財務書類（貸借対照表、損益計算書等）を甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内に、その年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理・運営業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金収入等の実績
- (3) 管理・運営経費の収支状況
- (4) その年度の乙及び従事者の出勤状況を示す資料
- (5) 管理・運営業務の実施に関し改善すべき事項がある場合は、その内容
- (6) その他甲が必要と認める事項

5 前各項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対し、管理・運営業務の実施状況について報告を求め、調査を行い、又は必要な指示を行うものとし、乙は、これに協力し、又は従うものとする。

(事業評価の実施)

第15条 乙は、前条第5項に定める管理・運営業務の実施状況調査のほか、秦野市表丹沢野外活動センター指定管理者選定評価委員会（第22条におい

て「選定評価委員会」という。)が実施する事業評価に対し、誠実に応じなければならない。

2 前項の規定により実施した評価結果については、乙に対して通知するものとする。

3 前項の場合において、乙は、甲から改善の指示・指導を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

4 甲は、第2項に規定する評価結果について、公表するものとする。

(連絡調整会議)

第16条 甲及び乙は、定期的に、及び必要に応じて連絡調整会議を開催し、情報の共有、意見交換等を行うものとする。

(暴力団の排除)

第17条 乙は、秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号。以下この条において「暴力団排除条例」という。)第3条に規定する暴力団(暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の排除についての基本理念にのっとり、次に掲げる処置をとらなければならない。

(1) 管理・運営業務に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力の排除に関する施策に協力すること。

(2) 管理・運営業務の遂行に当たり、暴力団又は暴力団員等(暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)による不当な要求があったときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。

(3) 管理・運営業務に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対してその情報を提供すること。

(管理・運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項)

第18条 乙は、管理・運営業務の実施に当たり、収集し、管理する個人情報の取扱いについては、秦野市個人情報保護条例(平成17年秦野市条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。)第12条及び関係法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、この協定の終了後も、遵守しなければならない。

(管理・運営業務に係る情報公開に関する事項)

第19条 乙は、秦野市情報公開条例(平成17年秦野市条例第14号)第25条の規定により、甲乙協議のうえ、文書等の公開に努めるものとする。

(文書の管理・保存)

第20条 乙は、管理・運営業務を行うに当たり、秦野市文書等の取扱いに関する規程（昭和44年秦野市訓令甲第5号）に基づき、文書管理に関する規程等（以下この条において「文書管理規程等」という。）を定めなければならない。

2 乙は、文書管理規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。文書管理規程等を変更する場合も、また、同様とする。

3 乙は、管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は受領した文書等について、文書管理規程等により、適正に管理し、及び保存するものとし、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、甲の指示に従って引き渡すものとする。

(守秘義務に関する事項)

第21条 乙は、管理・運営業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、管理・運営業務の一部を第三者に委託するときは、第三者が管理・運営業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密をほかの第三者に漏らすことのないよう必要な処置をとらなければならない。

3 前2項の規定は、指定期間が終了した後又は指定の取消し後も、また、同様とする。

(指定の取消し及び管理・運営業務の停止に関する事項)

第22条 乙は、自らが管理・運営業務を継続することができないと判断したときは、甲に指定の取消し又は管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその責めを負わず、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを乙の責めに帰すべき理由として、指定を取り消す。この場合において、甲及び乙両者に生じた損害については、前項の定めによる。

(1) 応募の際に乙が提出した規則第18条に定める指定管理者指定申請書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(2) 選定評価委員会の委員又は秦野市職員への接触等により、不正に情報を入手する等の事実が判明したとき。

3 甲が指定の取消しをしたときは、この協定を解除したものとみなす。

4 甲は、天災その他の不可抗力によって管理・運営業務の継続が困難と判断

するときは、指定を取り消し、又は管理・運営業務の全部若しくは一部について停止を命じることができる。

(管理・運営業務の終了に係る処置)

第23条 管理・運営業務の終了に当たり、乙に求める処置については、次のとおりとする。

(1) 業務の引継ぎ

指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、次期指定管理者等が円滑かつ支障なく施設の管理・運営業務を実施できるよう、指定期間の終了日以前に十分な引継期間を設け、引継ぎを行うこと。

(2) 原状回復

指定期間の満了までに、指定期間の開始日を基準として、仕様書別表1(主な経費負担表)に基づき、施設を原状に回復し、甲に対して明け渡さなければならない(経年劣化を除く。)。この場合において、乙が施設設備の原状を変更しているときは、乙の費用負担により原状に回復するものとする。ただし、原状に復さないことについて、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(リスク負担)

第24条 指定期間内における主なリスク負担については、仕様書等に定めるとおりとする。

- 2 天災、感染症等の不可抗力が発生したときは、甲乙協議のうえ、必要な処置をとる。
- 3 天災、感染症等の不可抗力の発生に起因して、自主事業を含む損害、損失又は増加費用が発生したときは、乙は、速やかにその内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による通知を受け取ったときは、損害状況を確認のうえ、乙との協議により不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 5 不可抗力の発生に起因して甲に損害等が発生したときは、その費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。
- 6 第4項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により管理・運営業務の一部の実施ができなくなったと認められたときは、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において、この協定に定める義務を免れるものとする。
- 7 甲及び乙は、不可抗力の発生により、管理・運営業務の継続等が困難と判断したときは、相手方に対して、指定の取消し又は管理・運営業務の全部若



しくは一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。

8 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、甲は、指定の取消し又は管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

9 前項の規定による指定の取消しにより乙に発生する損害の負担は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が第三者に損害を賠償した場合で、乙の責めに帰すべき合理的な理由があるときは、甲は、乙に求償することができる。

(代表者等の変更)

第26条 乙は、各構成員が連帯して業務を履行するものとし、代表となる団体が各構成員を代表する。

2 乙は、代表者、構成員等の名称等の重要事項に変更があったときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第27条 乙は、この協定を締結したことによる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(信義誠実の原則)

第28条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の解決)

第29条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第30条 この協定に関して甲及び乙の間に紛争が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市長 ○ ○ ○ ○

乙 □□〇〇×丁目×番×号  
〇〇××××  
□□□□ ○ ○ ○ ○

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### 1 基本的事項

乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### 2 収集の制限

乙は、この協定による管理・運營業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、収集する個人情報の範囲をその目的を達成するために必要な最小限の範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 3 適正な維持管理の義務

乙は、この協定による管理・運營業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な処置をとらなければならない。

#### 4 目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、この協定による管理・運營業務を行うため、収集、作成若しくは加工をした個人情報又は甲から引き渡された個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなしに、収集等をしたときの目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 5 複写の禁止

乙は、この協定による管理・運營業務を行うに当たり、甲から提供された個人情報が記載された資料等を甲の承諾なしに複写してはならない。

#### 6 本人からの個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出に応じる義務

乙は、野外活動センターの利用者本人からその本人の個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出があったときは、個人情報保護条例の規定に準じて、これに応じるよう努めなければならない。

#### 7 個人情報取扱事務の登録及び公表の義務

乙は、この協定による管理・運營業務を行うに当たり、個人情報取扱事務について、個人情報保護条例第7条の規定に準じて、登録簿に登録し、これを公表しなければならない。

#### 8 指定期間終了後の返還又は廃棄の義務

乙は、この協定による管理・運營業務を行うため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間終了後直ちに甲に返還し、又は甲の指示により廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

#### 9 管理・運營業務に係る本市の調査に応じる義務

甲は、必要があると認めるときは、この協定による管理・運營業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、実地調査をすることができ、乙は、これに応じなければならない。

#### 10 事故報告の義務

乙は、この協定による管理・運營業務を行うに当たり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

#### 11 再委託の禁止又は制限

乙は、この協定による管理・運營業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。この場合において、乙は、第三者に再委託するときは、第三者が管理・運營業務を行うに当たり、収集し、管理する個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例その他関係法令を遵守するよう必要な処置をとらなければならない。